

機密性2情報 完全性1情報 可用性1情報

達示第36号

令和6年11月19日

福岡拘置所長

「被収容者の生活の心得（未決拘禁者用）」の制定について
標記について、別添のとおり定め、令和6年11月22日付けで施行
する。

なお、令和5年6月28日付け達示第23号「被収容者の生活の心得
（未決拘禁者用）」の制定については、同日付けで廃止する。



生活の心得

(未決拘禁者用)

福岡拘置所
小倉拘置支所





目次

- P1 はじめに
- P3 刑事施設視察委員会
- P4 一日の生活(動作時限等)
- P6 刑事手続等
- P7 余暇活動の援助等
- P8 物品の貸与等及び自弁
- P11 保健衛生及び医療
- P14 宗教
- P14 書籍等
- P15 天災事変
- P16 面会
- P17 信書の発受
- P20 賞罰
- P22 不服申立て制度
- P22 審査の申請
- P24 再審査の申請
- P25 矯正管区の長に対する事実の申告
- P25 法務大臣に対する事実の申告
- P26 法務大臣に対する苦情の申出
- P26 監査官に対する苦情の申出
- P26 刑事施設の長に対する苦情の申出
- P28 その他
- P28 運転免許証の期限切れ手続
- P29 国民年金制度等について
- P29 証明書の交付
- P29 マイナンバーカードの申請・更新

はじめに

当所には刑事裁判を受ける人以外にも、受刑者などたくさんの方が収容されています。

収容されている目的は人によって様々ですが、集団生活を適正に維持するためには、一人一人がルールを守ることが大切です。

別冊の「**遵守事項**」をしっかりと読んで、まずは所内のルールを覚えましょう。

それでも分からないことや、疑問に感じたことがあれば、職員さんに確認をした上で行動するようにしましょう。

居室の中に報知器（報知灯）のボタンがあるので、職員さんに用事があるときは、このボタンを押して知らせてください。

他の人に対応していることもあるので、職員さんがあなたのところに来るまでは、静かに待っていきましょう。

遵守事項

次に定める事項は、当所に収容されている間（当所の職員によって護送される場合も同じ）、守らなければならない遵守事項です。これに違反した場合、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第150条第1項に基づき、同法第151条第3項に定める懲罰を科されることがあります。また、その違反行為が刑罰法令に触れるときは、さらに刑罰を科されることもあります。

第1 遵守事項

（逃走）

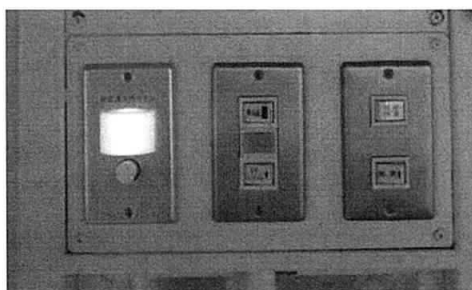
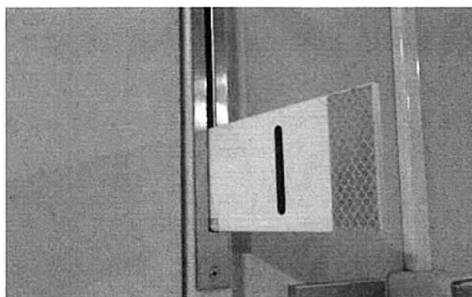
- 1 逃走し、又は逃走することを企ててはならない。

（自殺）

- 2 自殺を企ててはならない。

（自傷行為等）

- 3 自己の身体を故意に傷つけ、若しくは異物を飲み込む等の身体に害を及ぼすおそれのある行為をし、又はこれらの行為を企ててはならない。



報知器・報知灯（例）

とく おぼ じこう
特に覚えておいてほしい事項

たにん しょくいん ふく ていねい ことばづか たいど せつ ぼう
・他人（職員さんも含む）には丁寧な言葉遣い・態度で接し、トラブルを防止しましょう。

はちまき かっこう かって はだか
・鉢巻をしたり、だらしない格好や、勝手に裸になることはできません。

せいかつ こま しょくいん もう で
・生活のことで困ったことがあれば、職員さんに申し出ましょう。

・プライバシーに関することを他人に教えたり、他人のプライバシーに関する
ことを聞こうとしたりしないでください。

しょくいん しじ すなお き い
・職員さんの指示は、素直に聞き入れましょう。

しょくいん せつ きかい ひと ぎんせん ぶっぴん ようぎゅう でんごん
・職員さんや、あなたと接する機会がある人に、金銭や物品を要求したり、伝言
などを依頼してはいけません。

とくべつ けんり こうし えんじょ もう で がんせん しょめん さくせい
・特別な権利の行使や援助の申し出をするときは、願箋という書面を作成します。
ひつよう ひと もう で じ か ひと しょくいん だいひつ
必要な人は申し出てください。字が書けない人は、職員さんが代筆します。

へや なか しず せいかつ かじ しんこく びょうき ばあい おおごえ
・部屋の中では静かに生活しましょう。ただし、火事や深刻な病気の場合は大声
で知らせてください。

しよない いどう はし てんとう ちゅうい ある
・所内を移動するときは、走らずに転倒に注意して歩きましょう。

たにん もの ふしん もの み しょくいん
・他人と物をやりとりすることはできません。不審な物を見つけたら、職員さん
に知らせてください。

けいじせつしきついいんかい
刑事施設視察委員会

けいじせつしきついいんかい どうしょう うんえい かん こくみん じょうしき ほんえい い
 「刑事施設視察委員会」は、当所の運営に関して、国民の常識を反映した意
 けん の もくてき ちいき べんごし ちほうこうきょうだんたい しょくいん
 見を述べることを目的として、地域の弁護士さんや地方公共団体の職員さん
 だいさんしゃ こうせい
 などの第三者で構成されています。

いいんかいあ めんせつ もう で きよしつ そな つ いけん ていあんしょ
 委員会宛てに面接を申し出たり、居室に備え付けてある「意見・提案書」を
 ていしゆつ
 提出することができます。

いけん ていあんしょ ゆうそう いいんかい かんり ていあんばこ とう
 意見・提案書は郵送か、委員会が管理している提案箱に投かんをします。

ていあんばこ かくうんどうじょう ていりくちとう せっち きよしつ とう
 提案箱は各運動場の出入口等に設置されていますが、居室で投かんをしたい
 ひと しょくいん もう で
 人は、職員さんに申し出てください。

いけん ていあんしょ ないよう けんさ おこな しょくいん ないよう し
 意見・提案書の内容の検査は行われず、職員さんは内容を知ることができな
 いようになっています。

いけん ていあんしょ しょう だいひつとう しえん ひつよう ばあい しょくいん
 意見・提案書を使用したときや、代筆等の支援が必要な場合は、職員さんに
 もう で
 申し出てください。

福岡拘置所視察委員会

いけん ていあんしょ
意見・提案書

- 現行あなたが収容されている刑事施設の運営についての意見・提案を記載し、所定の提案箱に投かんしてください。記名の必要はありません。
- 提出された意見・提案については、当委員会での活動のための参考として活用します。
- 提出された意見・提案に関する個別の照会には応じることはできません。
- 自由記載欄への記載では足りない場合は、裏面を使用してかまいません。

作成した日	筆 写 目
あなたの身分	1 受刑者 2 被検留者 3 その他 ()
意見・提案の分類 (○を○つけたけ付けてください。)	(保健衛生・医療) 1)運動 2)天浴 3)調理等 4)健康診断 5)診療等 6)その他 (規律及び秩序) 1)制止等の措置 2)指輪、手錠及び拘束衣 3)保護室 4)その他 (矯正処遇) 1)作業 (①作業指定 ②職業訓練 ③娯楽室 ④作業被服室 ⑤その他) 2)改善指導 3)教科指導 (外部交通) 1)簡書 2)信書 3)その他 (その他) 1)物品の貸与・支給・自弁 2)盗品の取扱い 3)禁煙上の行為等 4)書籍等の閲覧 5)制限の緩和 6)保護措置 7)作業活動 8)懲罰 9)手帳単位で 10) その他
自由記載欄 (意見・提案の 内容を簡潔に記載 してください)。	

いちにち せいかつ
一日の生活

どうさじげん
 動作時限



動作	時刻	
	平日	休日
起床	7:20	7:50
朝点検	7:30	8:00
朝食	7:40	8:25
室内運動	9:30~10:00	9:30~10:00
昼食	12:00	12:00
午睡	昼食後~15:00	昼食後~15:00
室内運動	15:00~15:30	15:00~15:30
夕食	16:05	16:00
夕点検	16:45	16:45
仮就寝	18:00	18:00
室内運動	18:00~18:30	18:00~18:30
就寝	21:00	21:00

いちにち せいかつ どう
 一日の生活は、「動作時限」に沿って送ります。
 きしょう しゅうしんじかん しょく
 起床や就寝時間、食事の時間などは放送
 でお知らせしますが、スムーズに生活を送るためにも、左の表をよく確認しておいでください。

どうさじげん ほそく
 動作時限の補足

- ・就寝時刻から起床時刻までは、周囲の迷惑とならないよう交談、飲食、筆記、読書（下記の場合を除く。）清掃や洗面などは控えましょう。
- ・夜明け後、布団に横になり読書をして構いませんが、他人の迷惑とならないようにしましょう。
- ・点検は服装を整えて所定の位置で受けましょう。点検中は、話をしたり、席を立たないようにしましょう。具合の悪い人や、正座・安座ができない人は、職員さんに申し出てください。
- ・共同室では、朝点検時は一連番号（1、2、3...）を、夕点検時には称呼番号を言ひましょう。
- ・食事の準備は、共同室では皆で協力して行いましょう。食事は所定の場所で喫食し、嫌いなメニューであっても、やり取りはできません。残飯は洗面所等に流さず、食器に入れたまま返却してください。
- ・食事に異物が入っていた場合や、不食した場合は職員さんに申し出てください。
- ・居室にあらかじめ備え付けてある食器は、自分で洗ひましょう。
- ・室内運動は、騒音や振動などで周囲の人に迷惑を掛けないようにしましょう。
- ・仮就寝の時間になったら、布団を敷いて横になることができます。寝具にはカバーを取り付けて、所定の場所でするようにしましょう。
- ・寝具を他人と交換したり、毛布や座布団を枕として使用しないでください。
- ・就寝時間になる前に、衣類や本などを整頓し、布団を敷いておいてください。滅灯後は、すぐ眠れない場合でも布団に横になってください。

せいかつじょう こころえ
生活上の心得

- ・生活を送る居室は変更されることがあります。居室の指定は職員さんが行うので、指示に従ってください。
- ・周囲には、たくさんの方が生活しています。トラブルとにならないよう静かに生活を送りましょう。
- ・居室の清掃は、自分で行います。寝具などを保管する場所は決められているので、常に整理整頓を心掛けましょう。
- ・別冊の「備品一覧表」に記載されている物品が揃っているか確認してください。備品や私物は丁寧に扱い、使用中に壊れたり、汚したりしたときは、職員さんに申し出ましょう。
- ・居室内にいるときは、他の居室で生活をしている人に話しかけてはいけません。
- ・常に節水を心掛けましょう。勝手に洗濯をしたり、洗髪や、体を濡れたタオルで拭くことはできません。
- ・扉や布団の中に隠れたり、寝具にもたれたり、腰掛けるなどの不体裁な格好をすることはできません。勝手に横になることはできないので、具合が悪いときやけがをした場合は、すぐに職員さんに伝えましょう。
- ・職員さんに用事があるときは、必ず報知器（報知灯）で合図をしましょう。用件を伝える前に、称呼番号（必要な場合は氏名も確認します。）を伝えましょう。
- ・窓に衣類などを掛けたり、物を置いたりすることはできません。水をまいたり、物を捨てることも禁止です。
- ・居室を出入りする際は、職員さんが衣体の検査をします。物を持ち出す場合は事前に申請しましょう。
- ・職員さんへの用事の申出は、体調不良などの緊急の場合以外は、平日の昼間に行いましょう。
- ・交談を禁止されている時間帯や場所があるので、「遵守事項」を確認してください。
- ・必要がある場合は、職員さんが対応をしますので、他人のお世話をしたり、されたりしないでください。
- ・電灯、ラジオなどのスイッチや、表示札は職員さんが切り替えるので触らないでください。故障したときはすぐに申し出てください。

けいじてつづきとう 刑事手続等

さいばん ひ さいばんしょ おく しょうかんじょう ほうてい こくち してい
・裁判の日は、裁判所から送られてくる召喚状や、法廷での告知で指定される
ので、しっかり覚えておきましょう。

べんごにん せんじん かん つうち しせんべんごにん こくせんべんごにん
・「弁護人の選任に関する通知」があったら、私選弁護人にするか国選弁護人に
するか決めて、期間内に回答しましょう。

けいじじけん たんとう べんごにん めんかい げんそく へいじつ しつむじかん
・あなたの刑事事件を担当する弁護人との面会は、原則として、平日の執務時間
中であれば時間や回数の制限はありません。書類などを携行する場合は職員さん
に申し出ましょう。

けんさつちやう さいばんしょ おとず さい けんさつかん さいばんかん しょくいん しじ したが
・検察庁や裁判所を訪れた際は、検察官、裁判官、職員さんの指示に従いましょう。

さいばんしやうとう しょるい けいこう ひと じぜん もう で
・裁判所等に書類などを携行したい人は、事前に申し出てください。

むざい しつこうゆうよ はんけつせんこく げんそく ほうてい しゃくほう
・無罪や執行猶予などの判決宣告があると、原則として法廷で釈放となりますが、
出所の手続やあなたの金品などを渡す必要があるため、当所を訪ねるようにしてく
ださい。

さいばんしょ いたうじ たにん はなし ほか さまざま き
・裁判所への移動時などは、他人と話をすることはできません。他にも様々な決ま
りがあるので、居室に備え付けてある「出廷時の心得事項」を読んでおいてくださ
い。

とうしょ にゆうしょ まえ さいばんしょ しょうかんつうち う ひと もう で
・当所に入所する前に、裁判所への召喚通知を受けている人は、すぐに申し出てく
ださい。

じやうそ こうそ じやうこくとう もうしたてしやう さくせいじ じ か ひと しょくいん
・上訴（控訴・上告等）の申立書等の作成時、字が書けない人については、職員さ
んが代筆をするので、同室者に代筆を依頼しないでください。

けい かくてい じゅけいしゃ ばあい けいき きさんび しゅうりやうび こくち
・刑が確定し、受刑者となった場合は、刑期の起算日と終了日を告知します。

さいばん かん
裁判に関することは、
べんごにん そうたん
弁護人によく相談し
よう！



よかつどう えんじょう
余暇活動の援助等

よかじかん しょくじ しゅうしん てんけん とくてい ききょうどうさ ぎむづ じかん
余暇時間 = 食事・就寝・点検などの特定の起居動作を義務付けられていない時間
たい
帯のことで、ルールを守り、他人の迷惑とならなければ自由に過ごすことがで
きます。

じこけいやくさぎょう がいぶぎょうしゃとう うけおしいやく ぶっびん せいさくとう おこな さぎょう
・自己契約作業 = 外部業者等との請負契約により、物品の製作等を行う作業です。
さぎょう おこな しゅうえきしょう そんしつ しょう ばあい けいやく ほんにん ふたん
作業を行うことで収益が生じますが、損失が生じた場合も契約した本人が負担す
ることになります。自己契約作業を行う人は、「自己契約作業就労心得」を守ら
なければいけません。

しょう しょう づぎ じこう りゅうい
・ノートの使用にあたっては、次の事項に留意してください。
か そん やぶ しんぶん ざっし きじ しゃしん き
①書き損じても破ってはいけません。②新聞や雑誌の記事・写真などを切り
と は
取って貼りつけてはいけません。

けんさ づぎ がいとう ないよう ばあい
・ノートの検査をすることがありますが、次に該当する内容があった場合、その
ぶぶん まっしょう き と ばあい しょう せいげん
部分を抹消されたり、切り取られたり、場合によってはノートの使用を制限され
ることがあるので、注意してください。
ちゅうい

こい いみふめい あんごうとう きさい たにん ちゅうしょう
①故意に意味不明にしたものや暗号等を記載したもの②他人をひぼう中傷するも
のや、残酷、わいせつ、犯罪に関するものや所内の規律を害するおそれのあるも
の③他人の氏名、住所、電話番号等④当所の配置図や警備に関するもの⑤罪証
いんめつ
隠滅につながるおそれがあるものや、刑罰法令に触れるもの

ばんぐみ へんせい ほうそう き ひと じゃま ちゅうい
・ラジオ番組は編成して放送しています。聞きたい人の邪魔にならないよう注意
しましょう。ひとり せいかつ ひと き ひと もう で
一人で生活をしている人でラジオを聞きたくない人は、申し出てく
ださい。ほうそう あ うた
放送に合わせて歌ったりすることはできません。

きょうどうしつ そな つ しょうぎとう じゅんしゅじこう まも た ひと めいわく
・共同室に備え付けられている将棋等は、遵守事項を守り、他の人の迷惑になら
しず おこな
ないよう静かに行きましょう。

ぶっぴん たいようおよ じべん 物品の貸与等及び自弁

とうしょ せいかつ おく ひつよう ぶっぴん たいよ しきゅう
当所では、あなたが生活を送るために必要な物品の貸与や支給
おこな
を行います。

いるいおよ しんぐ しょくじおよ ゆちゃ にちようひん ひつきぐ
これらは、①衣類及び寝具②食事及び湯茶③日用品、筆記具そ
た ぶっぴん くべつ
の他の物品に区別されます。

いるい しんぐ 衣類・寝具

いるい しんぐ じべん もの しょう
衣類や寝具は自弁の物の使用ができ
ます。

たいよ いるい しんぐ しょう ば
貸与された衣類や寝具を使用する場
あい たいせつ あつか してい せんたくび
合は大切に扱い、指定された洗濯日
せんたく た
に洗濯に出してください。

たいよ いるい しんぐ ぶび
貸与された衣類や寝具に不備があつ
たときや、しょうちゅう はそん
使用中に破損したときな
どは職員さんに申し出てください。
たにん こうかん かいぞう
他人と交換したり、改造してはいけ
ません。

しょくじ ゆちゃ

食事・湯茶

しょくじ ゆちゃ あさ ひる ゆう しきゅう
食事や湯茶は、朝・昼・夕に支給さ
れます。

にちようひん ひつきぐとう

日用品・筆記具等

しきゅうまた たいよ ぶっぴん べっさつ
支給又は貸与される物品は、別冊
じべんぶっぴんきょかひんもくひょう きさい
の「自弁物品許可品目表」に記載
されています。

- じべん こうにゅう さしい ぶっぴん しゅとく
・ 自弁 = 購入や差入れによる物品の取得。
- ほかんしぶつ しょうない しょう こうぶ
・ 保管私物 = 所内で使用できるあなたに交付
される私物。居室内で所持できる量（保管限
どりょう さだ
度量）が定められています。
- りょうち しょうない しょうじ みと
・ 領置 = 所内で所持することが認められず、
とうしょ あず ぶっぴん りょうち りょう りょうちげんど
当所が預かる物品。領置できる量（領置限度
りょう さだ
量）が定められています。
- たくさ ほかんしぶつとう しんぞく こうぶ
・ 宅下げ = 保管私物等を親族などに交付する
こと。



さしい いるい ほん しゃしん げんきん さしい かのう
差入れ 衣類などのほか、本や写真、現金などの差入れが可能です。

さしい ふきよか 差入れが不許可となるケース

- ① 交付することにより施設の規律及び秩序を害するおそれがあるものであるとき
② 刑事訴訟法の定めるところによりその者が交付を受けけることが許されない物品であるとき
③ 差入人の氏名が明らかでないとき
④ 自弁により使用し、若しくは撮取することができることとされる物品又は釈放の際に必要なと認められる物品以外の物品であるとき
⑤ 保管に不便なものであるとき
⑥ 腐敗し、又は滅失するおそれがあるものであるとき
⑦ 危険を生ずるおそれがあるものであるとき
⑧ 当所が指定する事業者から購入するものに制限した物品以外の物品であるとき
⑨ 差入制限数量を超過したとき
- ①～⑨のケースに該当するときは、原則として差入人に引き取ってもらうこととなります。

さしいれぶっぴん すべ けんさ おこな
差入物品は全て検査を行います。そのため、
げんけい か いるい ぬ め と
原形が変わったり、衣類の縫い目を解いたり

することがあります。

にちようび とうようび こくみん しゆくじつ かん ほうりつ
日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律に
きてい きゅうじつ がつ にち よくねん がつ
規定する休日・12月29日から翌年1月3
か かん まどぐち さしい
日までの間は窓口での差入れはできないので
ちゅうい
注意してください。



ほかんしぶつ りょうち かん ちゅういじこう
保管私物と領置に関する注意事項

ほかんしぶつ じょう ほかんしぶつばこ しぶつだな きよしつそなえつ
保管私物は、キャリーケース状の保管私物箱・私物棚・居室備付けの
ほん いるい ほかん ほかんしぶつばこ しぶつ
ハンガー2本（衣類のみ）に保管してください。保管私物箱・私物
だな ようりょう ごうけい ほかんげんどりょう
棚・ハンガーの容量の合計を「**保管限度量**」といいます。

ほかんしぶつ じしん かんり ふんしつとう くじょう う つ
保管私物は自身で管理するものなので、紛失等の苦情は受け付けませ
しょうじがい ほかんしぶつばこ かぎ か
ん。使用時以外は保管私物箱に鍵を掛けておきましょう。

てんばん しぶつだな てんばん うえ もの お
天板のある私物棚については、天板の上に物を置くことはできません。
てんばん しぶつだな ばあい じょうげんせん こ もの お
天板のない私物棚の場合は、上限線を越えて物を置くことがないよう
にしましょう。

とうじしゃ けいぞくちゅう さいばんしょ じけん かん
なお、①あなたが当事者になっている係属中の裁判所の事件に関する
きろく た しょういまた うつ めがね た ほせいきぐ しんぐ
記録その他の書類又はその写し②眼鏡その他の補正器具③寝具につい
ほかんげんどりょう ふく
ては、保管限度量には含みません。

りょうちちゅう ぶつびん しょう ひつよう ばあい しょくいん もう で
領置中の物品を使用する必要がある場合は、職員さんに申し出てくだ
さい。

とけい ほうせき めんきょしょう ほけんしょう きちようひん とくべつりょうちひん ほかん
時計・宝石・免許証や保険証などの貴重品は、特別領置品として保管
まどぐち げんきん とくべつりょうちひん たくさ うけとりん みぶんしょうめい
されます。窓口での現金や特別領置品の宅下げは、受取人の身分証明
しょ ひつよう てがみ めんかい さい つた
書が必要となるので、手紙や面会の際に伝えておいてください。

りょうち ぶつびん そうりょう き りょうちげんどりょう
領置できる物品の総量についても決まりがあります（**領置限度量**）の
ちゅうい
で、注意しましょう。

とうじしゃ けいぞくちゅう さいばんしょ じけん かん
なお、①あなたが当事者になっている係属中の裁判所の事件に関する
きろく た しょういまた うつ めがね た ほせいきぐ
記録その他の書類又はその写し②眼鏡その他の補正器具については、
りょうちげんどりょう ふく
領置限度量には含みません。

ほかんげんどりょう りょうちげんどりょう こ ばあい あら ぶつびん こうにゅう せいげん
保管限度量や領置限度量を超えた場合には、新たな物品の購入が制限
ばあい ちゅうい
される場合がありますので、注意してください。

ほかんげんどりよう りょうちげんどりよう こ ばあい しょくいん こくち
 保管限度量や領置限度量を越えている場合、職員さんが告知します。
 ちょうか ようりょう ぶん ぶっぴん たくさ はいき せんたく
 超過している容量の分、物品を宅下げるか、廃棄をするか選択してもらいます。
 しょぶん いっていきかんない げつていど ばあい ちょうかりょう そうとう
 この処分を一定期間内（おおむね1か月程度）にしない場合は、超過量に相当す
 る物品を売却して、その代金を領置します。売却できないときは、強制的に廃棄
 することがあります（売却できるものは限られており、ほとんどは廃棄されるこ
 とになります。）。



よ お ほん ふよう ぶっぴん ていきてき たくさ
読み終えた本や不要な物品は、定期的に「宅下げ」や
「廃棄」の手続を行うことが大切です。

また、さしいをあいてがた じじょう せつめい
 ひつよう もの さしい じゅうよう
必要な物だけを差入れてもらうことも重要です。

ほけんえいせいおよ いりよう 保健衛生及び医療

びょうき ばあい どうしょ しんりょう う
 病気やけがをした場合には、当所において診療を受けることができます。
 たいちょう わる ばあい しょくいん もう で
 体調が悪いときや、けがをした場合には職員さんに申し出てください。

うんどう 運動

うんどうじっしび 運動実施日

うんどう つぎ ばあい のぞ かぎ こがい まいにちじっし にちようび どのようび
 運動は、次の場合を除き、できる限り戸外で毎日実施します。①日曜日②土曜日、
 こくみん しゅくじつ かん ほうりつ きてい きゅうじつおよ がつ にち よくねん がつ か
 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで
 の日③法務大臣が定める7月から9月までの間の①②に掲げる日を除いて連続す
 る3日④公判期日⑤雨天等の悪天候の日⑥矯正指導日⑦戸外で運動を行う時間を
 かくほ じじょう ひ たたくべつ じじょう ひ ねっちゅうしょうたいさく
 確保できない事情がある日⑧その他特別な事情がある日（熱中症対策など）

うんどうじ ちゅういじこう 運動時の注意事項

きゅうげき うんどう うんどう たいちょう あ うんどう
 ①急激な運動やハードな運動は、けがにつながりますので、体調に合った運動
 おこな いし うんどう じかん ほうほう しじ ひと しじ まも
 を行いましょう。医師に運動の時間や方法を指示された人は、その指示を守り
 ましょう。②移動時や、運動中は職員さんの指示に従いましょう。③運動用具
 こわ ばあい しょう しょくいん もう で うんどうちゅう
 が壊れた場合は、そのまま使用せずに職員さんに申し出てください。④運動中
 ばあい しょくいん もう で うんどうじょう けいじ
 にけがをした場合は、すぐに職員さんに申し出てください。⑤運動場に掲示さ
 れている注意事項を守りましょう。

いるい しんぐ せんたくとう
衣類・寝具の洗濯等

しだぎるい むりょう せんたく おこな じぶん かって せんたく
・下着類については、無料で洗濯を行いますので、自分で勝手に洗濯をしな
いでください。指定された日に洗濯に出すようにしましょう。コートやスー
ツなどの洗濯は行いませんので、親族や外部業者等に依頼するようにしま
しょう。
いるい しんぐ やぶ はり いと か
・衣類や寝具が破れたり、ほころびたりしたときは、針と糸を借りることが
できます。
ふとんとう かんそうび るい せんたくび かなら ていしゆつ
・布団等の乾燥日や、カバー類の洗濯日には必ず提出するようにしましょう。

にゆうよく
入浴

にゆうよく しゅうかん かいじょうおこな しよくいん しじ したが つぎ じこう まも
入浴は1週間に2回以上行います。職員さんの指示に従い、次の事項を守る
ようにしてください。①身体をよく洗ってから浴槽に入りましょう②節水に
つと よくそうない せつ しよう たにん めいわく こうい
努め、浴槽内で石けんを使用するなど、他人の迷惑となる行為はしないでく
ださい③医師の指示で入浴を制限されている人は、その指示に従ってくださ
い④感染のおそれのある皮膚病などにかかっている人は、職員さんに申し出
てください⑤入浴場に掲示されている注意事項を守ってください⑥他人の体
を洗ったり、石けんなどの貸し借りはしないでください⑦かみそりを借りる
さいは、かみそりに さいさい しょうごばんごう かくにん しょうご
際は、かみそりに記載された称呼番号を確認してください。使用後は、すぐ
に返却し、他人と貸し借りをしてはいけません

ちようはつおよ とう
調髪及びひげそり等

ちようはつ
調髪
げんけいが まえごぶが かかり ちようはつ おこな かみがた すそ か ていど なか
原型刈り・前五分刈り・係が調髪を行える髪型（裾を刈りあげる程度）の中
から、希望する髪型を選択して行います。
だんせい げつ かい じよせい げつ かいおこな
男性はおおむね2か月に1回、女性はおおむね3か月に1回行います。
ちようはつ おこな かかり たい とくしゆ かみがた きょうよう きよか こうだん
調髪を行う係に対して、特殊な髪型を強要したり、許可なく交談したり、
りようぎぐ て ふ
理容器具に手を触れてはいけません。
ひげそり等
ひげそりは、入浴時に行うことができます（電気かみそりを持っている人は
まいにちきよしつない おこな
毎日居室内で行うことができます。）。
しょう とうはつ まゆげ いがい たいもう そ
かみそりを使用して頭髪や眉毛など、ひげ以外の体毛を剃ってはいけません。
じよせい げつ かい かお おこな
女性はおおむね1か月に1回、顔そりを行うことができます。

つめき
爪切り

つめき さだ ひ きぼう おこな ていきてき き
爪切りは、定められた日に希望すれば行うことができるので、定期的に切るように
してください。

けんこうしんだん
健康診断

しゅうよう かいしご まいとし かいじょうていきてき ほけんえいせいじょうひつよう けんこうしんだん
①収容の開始後②毎年1回以上定期的に③保健衛生上必要があるときに健康診断
おこな
を行います。
けんこうしんだん かなら う さいけつ せんさつえい た いがく
健康診断は必ず受けなければいけません。採血、エックス線撮影、その他の医学
てきしよち こば ばあい ちょうぼつ か
的処置を拒んだ場合は、懲罰が科されることがあります。

しんりょうとう
診療等

しんさつ ちりょう つぎ こころえ
診察や治療については、次のことを心得ておいてください。
しんさつ ちりょう う ひと じぜん たんとうしよくいん もう で
・診察や治療を受けたい人は、事前に担当職員さんに申し出てください。
しかちりょう う ひと がんせん さくせい たんとうしよくいん もう で
・歯科治療を受けたい人は、願箋を作成し、担当職員さんに申し出てください。
しんさつ う さい しょうじょうしょうじきくわ の
・診察を受ける際は、症状を正直に詳しく述べてください。
くすり しじ ふくよう しょういん とうやく おこな ばあい ふくよう
・薬は指示されたとおりに服用しましょう。職員さんが投薬を行う場合、服用
かくにん めんぜん ふくよう から やくほうし ていしゅつ
の確認をしますので、面前で服用し、空の薬包紙を提出してください。
くすり ふくよう たにん と ひじょう きけん こうい
・薬をまとめて服用したり、他人とやり取りすることは、非常に危険な行為で
すので、絶対にしないでください。
ひと たにん かんせん びょうき
・アレルギーのある人や、他人に感染させるおそれのある病気にかかっている
ひと しょういん もう で
人は、すぐに職員さんに申し出てください。
びょうきとう りゆう しょうじ とくべつ きゅうよ せいげん
・病気等の理由で、食事が特別に給与されたり、制限されることがあります。
しんさつ ちりょう いし しじ したが ちりょうほうほうくすり しゆるい きゅうよう きょう
・診察や治療は医師の指示に従い、治療方法や薬の種類、休養などについて強
よう
要しないでください。
きゅうよう いし しじ したが りょうよう
・休養となったときは、医師の指示に従って療養してください。

しめい しんりょう
指名医による診療

あなたの診療は、原則として当所の医師あるいは当所が依頼した外部の医師が行
います。ただし、とくべつ りゆう ばあい けいじせつ しょういん いし
特別な理由がある場合、あなたが刑事施設の職員でない医師を
しめい しんりょう う ゆる
指名し、診療を受けることが許されることがあります。
ばあい しんりょうひ すべ じこふたん
この場合、診療費は全て自己負担となります。

しゅうきょう
宗教

・当所では、民間の篤志家である宗教家から、個別に教誨を受ける機会が設けられています。参加を希望する人は、職員さんに申し出てください。

・余暇時間帯には、礼拝やその他の宗教上の行為を行うことができます。これらの行為を行う場合は、他人の迷惑にならないよう十分注意してください。たとえ、宗教上の行為であっても、大声や騒音を発したり、他人の迷惑になるような言動をしたり、職員さんの視察を妨害するなどの当所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合には、その行為が認められないことがあります。

しよせきとう
書籍等

しよせきとう 書籍等とは、しよせき 書籍、ざっし 雑誌、しんぶんし 新聞紙、た 其他のぶんしよとが 文書図画（パンフレット・

ちらし・カタログなどの小冊子、しょうさつし 写真など）のことで

す。こうにゆう さしい 購入や差入れなどによる①自弁のしよせきとう 書籍等と、②とうしよ そなえつ 当所に備付けのしよせきとう 書籍等があります。



とうしよ そなえつ 当所に備付けのしよせきとう 書籍等には、しょうせつ 小説などのしよせきいがい 書籍以外にも、じてん 辞典、きょうてん 経典、がくしゅうようしよせき 学習用書籍、ろっぽうぜんしょう 六法全書等のほうりつせんもんしよ 法律専門書などがあります。

みんながりよう 利用するものなので、やぶ 破ったり、らくが 落書きをしたり、よご 汚したりしないようにたいせつ 大切に扱ひましょう。

じべんしよせきとう
自弁書籍等

じべんしよせきとう とりあつか いか ころえ
自弁書籍等の取扱いについては、以下のことを心得ておいてください。

しよじ しょせきとう さつすう ぎかん とく き ほかん
・所持できる書籍等の冊数や期間については、特に決まりはありません。保管
げんどりよう よ お ざつし しんぶんし
限量をオーバーしないようにしましょう。読み終わった雑誌や新聞紙につい
ては、げんそく はいき
原則として、廃棄となります。

しよせきとう えつらん しせつ きりつおよ ちつじよ がい けつか しょう
・書籍等を閲覧することで「施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれ
があるとき」や、「罪証隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき」は、該当する
ぶぶん まつしょう さくじよ えつらん きんし ばあい
部分を抹消したり、削除したり、閲覧を禁止する場合があります。

しよせきとう けんさ しんさ おこな はいふ しょうせきとう ちょうふ
・書籍等は、検査や審査を行ってから配付されます。書籍等に貼付されている
えつらんひよう は ないよう か か
閲覧票は、剥がしたり、内容を書き換えたりしてはいけません。

さしい しょせきとう ひとりあ かい さつくない
・差入れできる書籍等は、一人当たり1回につき3冊以内です。

げんそく けんさ ふくろ かいふう
・原則として、検査のため、袋とじは開封します。

しよせきとう ふろく しょうせきとう みと しょうない しょう せつ
・書籍等の付録のうち、書籍等と認められず（DVDなど）、所内で使用や撰
しゅ ころふ げんそく りょうち
取ができないものは、あなたに交付されません。原則として領置することもで
きないので、たくさ はいき てつづき
宅下げや廃棄の手続をしてもらいます。

じべんしんぶんし どうしょ してい きょうしゃ こうにゆう
・自弁新聞紙は、当所が指定した業者から購入することができます。

しゃしん いんがし や つ いんさつ しゃしん
・写真は、印画紙に焼き付けたものや、印刷されたもの、あるいは、写真をコ
ピーしたものを指します。市販されている印刷物は含まれません。

しよじ しゃしん まいすう きかん しょうせきとう どうよう とく き ほかんげん
・所持できる写真の枚数や期間は、書籍等と同様に特に決まりはなく、保管限
どりようない おお おおむね ばん いか
度量内となっていますが、大きさは、おおむねA4版サイズ以下のものです。

てんさいじへん
天災事変

しせつ たてもの けんろう たしょう じしん ほうかい
施設の建物は堅牢にできているので、多少の地震で崩壊することはありません。

しぜんさいがい かさい きけん せま ばあい しょくいん しじ
自然災害や火災により、危険が迫った場合には、職員さんが指示をしますので、
さわ しじ したが お つ こうどう
騒がずに、指示に従って落ち着いた行動をとるようにしましょう。

しせつない きけん はんたん ばあい いちじてき しせつ
施設内においては危険と判断された場合、一時的に施設
そと ひなん かいほう
の外に避難したり、解放されることがあります。

かいほう ばあい ひなん ひつよう
解放された場合は、避難する必要がなくなりしだい、
けいじしせつ けいじしせつ ちょう してい ぼしよ しゅつどう
刑事施設もしくは刑事施設の長が指定した場所に出頭
しましょう。



めんかい 面会

めんかいにちじとう 面会日時等

うけつけじかん ごぜん ぶ ごぜん じ ぶん ごご ぶ ごご じ
・受付時間は、午前の部は午前11時30分まで、午後の部は午後4時までです。
げんそく にちようび どのうび こくみん しゅくじつ かん ほうりつ きてい きゅうじつ がつ
・原則として、日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・12月
にち よくねん がつ か ひ おこな
29日から翌年の1月3日までの日には行えません。
めんかい しんぞく ちじんとう にち かいおこな おな じんぶつ にち
・面会は、親族や知人等とは1日に2回行うことができますが、同じ人物と1日に
かいめんかい げんそく めんかいしつ じっし いちど めんかい
2回面会をすることはできません。原則として、面会室で実施し、一度に面会がで
きるのには3人までです。
めんかいじかん かい ぶん したまわ じかん じっし めんかい もうしでじょう
・面会時間は、1回につき30分を下回らない時間で実施しますが、面会の申出状
きょうめんかいにん たすう こんざつ めんかいしつ かず た じじょう て
況（面会人が多数で混雑しているときなど）、面会室の数その他の事情に照らして
やむを得ないと認めるときは、5分を下回らない範囲内で短縮することもあります。

めんかい たちあ 面会の立会い

めんかい げんそく しょくいん た あ ろくおん ろくが おこな べん
面会は、原則として職員さんが立ち会ったり、録音・録画を行います（ただし、弁
ごにんとりょうじかんしょくいんと めんかい のぞ
護人等、領事館職員等との面会は除きます。）。
また、①あなたに対する刑事施設の長の措置その他あなたが受けた処遇に関し調査
をおこなうにまた ちほうこうきょうだんたい きかん しょくいん たい けいじしせつ ちょう そち
を行う国又は地方公共団体の機関の職員②あなたに対する刑事施設の長の措置その
他あなたが受けた処遇に関し弁護士法第3条第1項に規定する弁護士との面会につ
いては、当所の規律及び秩序を害する結果や、罪証の隠滅の結果を生ずるおそれが
ないときは、職員さんは立ち合いません。

めんかい いちじていしおよ しゅうりょう 面会の一時停止及び終了

つぎ がいとう ばあい しょくいん こうい はつげん せいし めんかい いちじてい
次のいずれかに該当する場合、職員さんがその行為や発言を制止し、面会を一時停
止して退室を指示したり、面会を継続することが相当でない場合には終了すること
があるので注意してください。
めんかい あいてがた にんずう ばしょ おひよ じかんたい めんかい じかん かいすう ためんかい たい
①面会の相手方の人数、場所、日及び時間帯、面会の時間や回数、その他面会の態
よう どうしょ さだ かんりうんえいじょうひつよう せいげん いはん こうい どうしょ きりつおよ
様について、当所が定めた管理運営上必要な制限に違反する行為②当所の規律及び
ちつじょ がい こうい あんごう しょう た りゆう しょくいん りかい ない
秩序を害する行為③暗号の使用その他の理由によって、職員さんが理解できない内
よう はつげん いんご かいわ じぜん きよか う がいこくご しゅわ
容の発言をするとき（隠語による会話や、事前に許可を受けていない外国語や手話
での会話など。）④犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆す発言をするとき⑤施設
きりつおよ ちつじょ がい けつか しょう はつげん ざいしょう いんめつ
の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのある発言をするとき⑥罪証の隠滅の
けつか しょう はつげん
結果を生ずるおそれのある発言をするとき
べんごにんと めんかい がいとう
※弁護士等との面会については、②のみが該当します。

その他面会に関する注意事項

- ・職員さんが面会の一時停止や終了を指示したときは、すぐに面会室から退室しましょう。
- ・弁護人との面会以外の面会時に、書類やメモ、その他の物を持って行く必要がある場合は、あらかじめ許可を受けましょう。
- ・会話は、原則として日本語を使用してください。
- ・刑が確定すると、面会の相手方等が制限されることとなります。



信書の発受

- ・発信は、1日に2通まで申請することができます（弁護人等に対して発するものについては、通数の制限はありません。）。
- ・受信については、通数の制限はありません。
- ・発信の申請は、原則として日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・12月29日から翌年の1月3日までの日は受付けていません。上記の日以外の午前9時までに職員さんに提出してください。

信書の検査・差止め等

発受信は原則として検査をします。内容が次のようなものである場合は、信書の発受を差し止めたり、該当する部分を削除したり、抹消することがあります。

①暗号の使用その他の理由によって、職員さんが理解できない内容のものであるとき②発受によって、刑罰法令に触れる場合・刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき③発受によって、当所の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき④威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき（内容が法令に触れると認められるときは、検察官に通報したり、刑事事件として送致されることがあります。）⑤受信者を著しく侮辱する記述があるとき⑥発受によって罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがあるとき

しんしょ さくせいようりょうどう いか さだ ないよう かくにん
信書の作成要領等については、以下のとおり定められていますので、内容をよく確認し、

さくせいようりょうはん
作成要領に反することがないようにしてください。

ようし げんそく つうじょうびんせん また ゆうびんしょかん
・用紙は、原則として、通常便箋、はがき又は郵便書簡とする。

ふうとう ひとえ にじゅう みと
・封筒は一重のものとし、二重のものは認めない。

ふうとう い びんせん まいいない べんごにんまた べんごにん
・封筒に入れることができる便箋は7枚以内とするが、弁護士又は弁護士となろうとする者へ発信する場合はこの限りではない。

ゆうびんしょかん どうふう びんせん げんそく まいいない
・郵便書簡に同封することができる便箋は、原則として、6枚以内とする。

しんしょ さくせい あてさき さしだしにんきさい ふく もち ひっきぐ じべん ゆる
・信書の作成(宛先・差出人記載も含む。)に用いる筆記具は、自弁が許されるものとする。ただし、蛍光ペンは、施線や、枠取りなど強調目的での使用に限り、文字を記すことは認めない。

はっしん ふうしょ ふう ていしゅつ
・発信する封書は、封をしないで提出すること。

しんしょ げんそく にほんご か にほんご かい がいこくじん しんぞくとう
・信書は、原則として日本語で書くこと(ただし、日本語を解さない外国人の親族等に発信する必要がある人を除く。)

ゆうびんほうき ふ
・郵便法規に触れないこと。

なあてにんいがい ひと たい しんしょ どうふう なあてにんいがい ひと でんごん か
・名宛人以外の人に対する信書を同封したり、名宛人以外の人への伝言などを書かないこと。

はっしん あ ぎめい つうしょう しょう
・発信に当たっては、偽名や通称は使用しないこと。

しょうない こうぞう きょしつ いち ほあんけいび かん ないよう しょうない し え た ひと かん
・所内の構造や居室の位置など保安警備に関する内容や所内で知り得た他の人に関する事項は記載しないこと。

ひっきぐ もち きさいほうほうとう いか
筆記具を用いた記載方法等は、以下のとおりとする。

きさい もじ きょくたん ちい うす かたち とくい とういつけん ほんどく
・記載された文字が極端に小さいもの、薄いもの、形が特異なもの等一見して判読できないものは、書き直し指導の要否を検討する。

かなら たんいつしゅるい ひっきぐ さくせい せいげん すうしゅるい ひっきぐ
・必ずしも単一種類の筆記具で作成するよう制限するものではないが、数種類の筆記具を文字ごとに殊更使い分けたり、文字の大きさ、太さ、濃さ等が多様である部分が大半を占めるものは認めない。

びんせん もじ けいせん めん ぎょう きさい らんがい うらめん きさい みと
・便箋における文字は、罫線のある面に1行ずつ記載し、欄外や裏面への記載は認めない(罫線間に記載すると判読できない可能性のある筆ペンに限り、2行以上の罫線を1行として用いることを認めるが、前項のとおり、文字の大きさが多様である部分が大半を占めるものは認めない。)

したえ うえ かさ もじ きさい もじ かさ けいこう じるし ふ
・下絵の上に重ねて文字を記載したり、文字に重ねて蛍光ペンで○△×印を付すことは認めない。

あてさき さしだしにん かか きさい あ ゆうびんばんごう しょざいち しめいとう ひつようじこう
・宛先・差出人に係る記載に当たっては、郵便番号、所在地、氏名等の必要事項のみにとどめ、何らかの通信内容やイラストの記載は認めない。

なに きさい びんせん はくし どうふう みと
・何も記載していない便箋や白紙を同封することは認めない。

でんぼうはっしん 電報発信

でんぼう きんきゅう ひつよう ばあい べんごにんとう たい しんしょ はっ ば
電報は、①緊急の必要がある場合②弁護人等に対して信書を発する場
あい がいとう ばあい かぎ はっしん みと ばあい
合の、いずれかに該当する場合に限り発信が認められます。①の場合
はんせん あいてがた かんけい でんぼうはっしん ひつようせい きん
は、願箋に相手方との関係、電報発信でなければならない必要性、緊
きゅうせい きさい ていしゅつ
急性などを記載して提出してください。

たしんしょ はつじゅ かん ちゅういじこう その他信書の発受に関する注意事項

- はっしん ひつよう ふとう びんせん きって すべ じぶん
・ 発信に必要な封筒・便箋・はがき・切手などは全て自分のものを
つか つか しょじ ばあい しょくいん もう で
使ってください。所持していない場合は、職員さんに申し出てください。
ひつよう みと ばあい しょきゅう
い。必要があると認められる場合、支給されることがあります。
- しんしょ さくせいじかん まいにちちょうしょくご しゅうしんじかん たにん こじん
・ 信書の作成時間は、毎日朝食後から就寝時間までです。他人の個人
じょうほう きさい
情報を記載してはいけません。
- つうしん きん ひと ゆうびんぶつ きんし と
・ 通信を禁じられている人からの郵便物は、その禁止が解かれるまで
かん とうしょ ほんかん
の間、当所で保管します。
- とうしょ しゅうようちゅう た ひと きんびん さしい いらい だいさんしゃ つう
・ 当所に収容中の他の人に、金品の差入れを依頼したり、第三者を通
とうしょ しゅうようちゅう た ひと きんびん じゅじゅ
じて当所に収容中の他の人と金品の授受をしないでください。
- べんごにんとういがい ひと はっ しんしょ じけん かん ぐたいてき ないよう
・ 弁護人等以外の人に発する信書には、事件に関する具体的な内容は
きさい
記載しないでください。
- じゅしんしょ りょうきん ふそく おく ばあい じゅ
・ 受信書には、料金が不足して送られてくる場合があります。その受
しんしょ う と りょうきん しはら
信書を受け取るには、あなたがその料金を支払わなければいけません。
しょくいん いし かくにん う と ばあい ふそく
職員さんがあなたに意思を確認しますので、受け取りたい場合は不足
ぶん きって ていしゅつ
分の切手を提出してください。

しょうばつ
賞罰
ほうしょう
褒賞



じんめい きゅうじょ
・人命を救助したとき
じしん かさい た さいがいじ おうきゅう ようむ おこな
・地震や火災、その他の災害時に、応急の用務を行い、
こうろう
功労があったとき
た しょう あたい こうい
・その他、賞に値する行為があったとき
がいとう おこな ばあい ほうしょう
のいずれかに該当するような行いがあった場合、褒賞
あた
が与えられます。
ほうしょう しょうし しょうひょう まんえんいか しょうきん まんえんいか
褒賞は、賞詞、賞票、1万円以下の賞金、1万円以下
きんがく そうとう しょうひん じゅよ おこな
の金額に相当する賞品の授与により行われます。

ちょうばつ
懲罰

じゅんしゅじこう いはん
遵守事項に違反したり、職員さんの指示に従わないなどの反則行為があったと
きは、「懲罰」が科されることがあります。
はんそくこうい ないよう けいばつほうれい いはん ばあい けいじじけん けんさつかん
また、反則行為の内容が刑罰法令に違反する場合は、刑事事件として検察官に
そうち
送致されることもあるので、そのようなことにならないよう、おつ せいかつ
落ち着いて生活
をおく
を送ってください。

はんそくこうい ちょうさ ちょうばつしんさかい
反則行為の調査と懲罰審査会

はんそくこうい おこな うたが ちょうさ おこな はんそくこうい ちょう
・反則行為を行った疑いがあるときは、「調査」が行われます。反則行為の調
査のために必要があるときには、あなたの所持品を、職員さんが一時的に保管
することがあります。
はんそくこうい ちょうさ しゅうりょう のち ちょうばつしんさかい おこな
・反則行為の調査が終了した後、「懲罰審査会」が行われることがあります。
ちょうばつしんさかい つぎ ようりょう おこな
懲罰審査会は、次の要領で行われます。
ちょうばつ しんさ う ひと しょめん べんかい にちじまた き
①懲罰の審査を受ける人には、あらかじめ書面で、弁解をすべき日時又は期
げん ちょうばつ げんいん じじつ ようし つうち
限・懲罰の原因となる事実の要旨が通知されます。
ちょうばつしんさかい じゅんしゅじこう いはん こうい こうとうまた しょめん べんかい
②懲罰審査会では、遵守事項に違反した行為について、口頭又は書面（弁解
しょ べんかい べんかいしょ さくせい じゅう しょく
書）で弁解することができます。弁解書を作成できない事由があるときは、職
いん
員さんがあなたから聞き取った内容を書面にします。
ちょうばつしんさかい しゅっせき うむ じぜん しょくいん べんかい
③懲罰審査会への出席の有無にかかわらず、事前に職員さんがあなたの弁解を
き と おとず べんかい ようし もう で
聞き取りに訪れますので、弁解の要旨をまとめて申し出てください。

ちょうばつ しゅるい

懲罰の種類

ちょうばつ しゅるい つぎ

懲罰の種類は次のとおりです。

① 戒告

はんそくこうい せきにん と いまし
反則行為の責任を問い、戒めることです。

② 自弁物品の使用又は撮取の一部又は全部の15日以内の停止

じべんぶつびん しょうまた せつしゅ いちぶまた ぜんぶ にちいない ていし
所内で使用又は撮取を許された物品の使用又は撮取の一部又は全部を停止されることです。

③ 書籍等の閲覧の一部又は全部の30日以内の停止

しょせきとう えつらん いちぶまた ぜんぶ にちいない ていし
書籍、新聞紙、雑誌、写真、その他の文書図画等の閲覧が停止されることです。

④ 30日以内（懲罰を科する時に20歳以上の者について、特に情状が重い場合には、60日以内）の閉居（閉居罰）

がいぶ せつしよく た きよしつない きんしん じぶん おか はんそくこうい はんせい
外部との接触を絶ち、居室内で謹慎し、自分の犯した反則行為について反省する懲罰であり、次の行為が停止されます。

- ・ 自弁の物品を使用し、又は撮取すること。
- ・ 宗教上の儀式行事に参加し、又は他の被収容者と共に宗教上の教誨を受けること。
- ・ 書籍等を閲覧すること。
- ・ 自己契約作業を行うこと。
- ・ 面会すること。
- ・ 信書を発受すること。
- ・ 運動や入浴についても制限がかかることになります。

懲罰の併科

じょうき ちょうばつ りょうほう か ばあい
上記の②と③の懲罰は、両方が科される場合があります。

- ・ 懲罰が科された場合、反則行為に関わる所持品等が処分されることがあります。
- ・ 閉居罰中には「閉居罰受罰者心得」が貸与されます。内容をよく確認してください。

ふふくもうした せいど
不服申立て制度

しんさ しんせい
審査の申請

つぎ じこう がいとう けいじしせつ ちょう そち ふふく ひと しょめん とうがいけいじ
次の事項に該当する刑事施設の長の措置に不服がある人は、書面で、当該刑事
しせつ しょざいち かんかつ きょうせいかんく ちょう たい しんさ しんせい
施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、審査の申請をすることができます。

- じべん ぶつびん しょうまた せつしゅ せいげん
① 自弁の物品を使用又は摂取することの制限
- りょうちぎん しょう ふぎよか ほかんしぶつ りょうちぎんびん ほか もの こうふ ふぎよか
② 領置金の使用の不許可、保管私物、領置金品を他の者へ交付することの不許可
- しめい しんりょう ふぎよかまた しんりょう ちゅうし
③ 指名医による診療の不許可又は診療の中止
- ひとり おこなしゅうきょうじょう こうい れいはいとう きんし せいげん
④ 一人で行う宗教上の行為（礼拝等）の禁止・制限
- じべん しょせきとう しょせき ざっし しんぶんし た ぶんしょとが しんしょ のぞ えつ
⑤ 自弁の書籍等（書籍、雑誌、新聞紙その他の文書図画（信書を除く。））の閱
らん きんし しゅとく しんぶんし はんいまた しゅとくほうほう せいげん
覧の禁止、取得することができる新聞紙の範囲又は取得方法の制限
- しょせきとう ほんやく ひょうふたん しょぶん
⑥ 書籍等の翻訳の費用負担をさせる処分
- きりつちつじよ がい また ほか ひしゅうようしゃ きがい くわ
⑦ 規律秩序を害するおそれ又は他の被収容者から危害を加えられるおそれがある
りゅう ほか ひしゅうようしゃ かくり
ことを理由とする他の被収容者からの隔離
- しゃくほう さい う さぎょうほうしょうきん しきゅう
⑧ 釈放の際に受ける作業報奨金の支給
- さぎょうじょう ふしょうまた しっぺい しんたい しょうがい のこ ばあい う しょうがいてあてきん し
⑨ 作業上の負傷又は疾病により身体に障害が残った場合に受ける障害手当金の支
きゅう
給
- さぎょうじょう ふしょうまた しっぺい なお しゃくほう さい う とくべつてあてきん しきゅう
⑩ 作業上の負傷又は疾病が治らないまま釈放された際に受ける特別手当金の支給
- しんしょ はつじゅ きんし さしと さくじよまた まっしょう
⑪ ① 信書の発受の禁止、差止め、削除又は抹消
- しんしょ さくせいようりょう はっしん しんせいび じかんたい はっしん しんせいつうすう しんしょ はつじゅ
⑫ 信書の作成要領、発信の申請日・時間帯、発信の申請通数、信書の発受の
ほうほう せいげん
方法の制限
- さくせい ぶんしょとが ほか もの こうふ きんし せいげん
⑬ 作成した文書図画を他の者に交付することの禁止・制限
- しんしょ はつじゅ きんしとう けいじしせつ ちょう ほかん しんしょとう
⑭ 信書の発受を禁止等したことにより刑事施設の長が保管している信書等を
しゃくほう さい ひ わた しょぶん
釈放の際に引き渡さない処分

その他審査の申請についての留意事項

- ・審査の申請は、行う人自身が書面で行ってください。
- ・申請用紙は支給します。必ずその用紙に記載してください。
- ・申請用紙は、1つの審査の申請につき1枚で、3枚まで同時に作成することができます。既に作成中の不服申立てがあっても、所持する申請用紙が3枚以内となる範囲で追加することができます。ただし、発送については同時に行います。
- ・封筒や、郵送費用については、原則としてあなたが負担します。
- ・作成期間は、作成開始日を起算日とした7日間です。
- ・申請先は、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長となり、当所長の措置に関する不服であれば、福岡矯正管区長となります。
- ・発送する際には、申請書以外の物（便箋、野紙等は除きます。）を同封することはできません。提出する際に、職員さんが同封できない物が入っていないか確認をするので、中身を全て取り出してください。
- ・審査の申請が裁決されたときは、裁決書が送付されます。

再審査の申請

- ・審査の申請の裁決に不服がある人は、書面で、法務大臣に対し、再審査の申請をすることができます。
- ・再審査の申請は、審査の申請の裁決の告知があった日の翌日から起算して30日以内にしなければなりません（天災その他30日以内に再審査の申請をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に限り、再審査の申請をすることができます。）。

審査の申請や再審査の申請をする人は、願箋で申し出てください。申請書の作成や発送は、休日でも受け付けています。作成の受付時間や発送の受付時間は27ページの表を確認してください。



じじつ しんこく
事実の申告

きょうせいかんく ちょう たい じじつ しんこく
矯正管区の長に対する事実の申告

・あなたに対する刑事施設の職員による行為のうち、次に該当するものがあつた場合は、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、その事実を申告することができます。

- ①身体に対する違法な有形力の行使
②違法又は不当な捕縄、手錠又は拘束衣の使用

③違法又は不当な保護室への収容

・事実の申告は、その申告に係る事実があつた日の翌日から起算して30日以内にしなければなりません（天災その他30日以内に事実の申告をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に限り、事実の申告をすることができます。）。

・申告した事実の有無の確認結果は、書面による通知となります。ただし、あなたが釈放されたときは通知されません。

・申告書の作成、発送等の手続は、審査の申請と同様です。申告書の作成の受付時間や発送の受付時間は27ページの表を確認してください。

ほうむだいじん たい じじつ しんこく
法務大臣に対する事実の申告

・矯正管区の長に対する事実の申告の結果の通知を受け、その内容に不服のある人は、書面で、法務大臣に対し、事実の申告をすることができます。

・法務大臣に対する事実の申告は、矯正管区の長に対する事実の申告の結果の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内にしなければいけません（天災その他30日以内に法務大臣に対する事実の申告をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に限り、法務大臣に対する事実の申告をすることができます。）。

・申告書の作成、発送等の手続は、審査の申請と同様です。申告書の作成の受付時間や発送の受付時間は27ページの表を確認してください。

くじょう もうしで
苦情の申出

ほうむだいじん たい くじょう もうしで
法務大臣に対する苦情の申出

- ・あなたに対する刑事施設の長の措置その他あなたが受けた処遇について、書面で、法務大臣に対し、苦情の申出をすることができます。
- ・申出をすることができる期間について制限はありません。
- ・申出に対する処理結果の通知は口頭で行いますが、申出の取下げをした場合や、申出人が釈放されている場合は通知されません。
- ・申出書の作成、発送等の手続は、審査の申請と同様です。申出書の作成の受付時間や発送の受付時間は27ページの表を確認してください。

かんさかん たい くじょう もうしで
監査官に対する苦情の申出

- ・あなたに対する刑事施設の長の措置その他あなたが受けた処遇について、口頭又は書面で、実地監査を行う監査官に対し、苦情の申出を行うことができます。
- ・実地監査が行われる時期は、適宜の方法によりお知らせしますので、申出を希望する人は、その時に示された手続に従ってください。

けいじせつ ちょう たい くじょう もうしで
刑事施設の長に対する苦情の申出

- ・あなたに対する刑事施設の長の措置その他あなたが受けた処遇について、口頭又は書面で、刑事施設の長に対し苦情の申出をすることができます。
- ・書面による申出の場合、作成期間は最長7日間で延長することはできません。
- ・申出用紙は支給します。
- ・申出に対する処理結果の通知は、口頭で行いますが、申出の取下げをした場合や、申出人が釈放されている場合は通知されません。
- ・申出書の作成の受付時間や提出の受付時間は27ページの表を確認してください。

申立書（補正書含む）の作成の受付時間は、次のとおりです。

種類	平日	行政機関の休日
審査の申請 再審査の申請	午前8時30分から午後8時までの間	
事実の申告 (矯正管区長・法務大臣)	午前8時30分から午後5時までの間	
苦情の申出 (法務大臣・所長)	午前8時30分から 午後5時までの間	受け付けていません
取下書 (矯正管区長・法務大臣)	午前8時30分から 午後5時までの間	受け付けていません
補正書 (矯正管区長・法務大臣)	午前8時30分から午後8時までの間	

申立書（補正書含む）の発送の受付時間は、次のとおりです。

種類	平日	行政機関の休日
審査の申請 再審査の申請	午前8時30分から午後8時までの間	
事実の申告 (矯正管区長・法務大臣)	午前8時30分から 午後5時までの間	受け付けていません
苦情の申出 (法務大臣・所長)	午前8時30分から 午後5時までの間	受け付けていません
取下書 (矯正管区長・法務大臣)	午前8時30分から 午後5時までの間	受け付けていません
補正書 (矯正管区長・法務大臣)	午前8時30分から午後8時までの間	

注意：事実の申告については、提出期限（事実があった日の翌日から起算して30日以内）の満了日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもって期限とみなすと規定されています。

その他

運転免許証の期限切れ手続

①平成13年6月20日以降、新たに矯正施設に入所し、その収容期間中に運転免許が失効し、失効日から起算して3年を経過している人については、出所後に運転免許を再取得する場合は、全ての試験（適性試験、技能試験、学科試験）を再受験しなければなりません。

②平成13年6月20日以降、新たに刑事施設に入所し、その収容期間中に運転免許が失効し、失効日から起算して3年を経過していない人については、出所後の1か月間は技能試験、学科試験が免除されます。出所後1か月の間に、失効日から起算して3年を経過する日が到来した場合には、同日以降に手続を行うと全ての試験を再受験しなければならないので、注意してください。

③平成13年6月19日以前から刑事施設に収容中である人の取扱いについては、刑事施設に収容期間中に運転免許が失効し、失効日から起算して3年未満に出所する場合には、出所日から1か月以内の免許申請に係る技能試験、学科試験が免除されます。

失効日から起算して3年以上経過して出所する場合には、出所日から1か月以内の免許申請に係る技能試験が免除されます。

④前記①から③以外で、刑事施設に収容中に運転免許が失効し、失効日から起算して6月を経過していない人については、出所後、失効日から6月を経過しない日までは、技能試験、学科試験が免除されます。

⑤前記②から④までに記載した場合においても、免許取得後1年以内に合計3点以上の違反を行った人は、再試験が必要となる場合があり、これを受験せずに1回目の更新をしなかった人は、従前どおり全ての試験を再受験する必要があります。

⑥試験の一部を免除される場合は、いずれについても、刑事施設に収容されている状態が継続していたことにより免許の更新ができなかったという理由を明らかにするため、手続をする上で「在所証明書」が必要です。

こくみんねんきんせいどう

国民年金制度等について

こくみんねんきんせいど こくみんけんこうほけんとう ほけんりょう げんめんとう きょしつ こくみんねんきん
国民年金制度や国民健康保険等の保険料の減免等については、居室に「国民年金・
こくみんけんこうほけんりょうとう そな つ よ ひつよう てつづきとう かくにん
国民健康保険料等」が備え付けてあるので、これを読んで必要な手続等を確認して
ください。

しやうめいしよ こうふ 証明書の交付

せいかつほごほう じどうふようてあてほう もと てつづき おこな ひつよう ねが
・生活保護法、児童扶養手当法などに基づく手続を行うため必要があるときは、願
いで ざいしよしやうめいしよ こうふ う
い出により在所証明書の交付が受けられます。
しゅっしよご せいかつほごほう じどうふようてあてほう こくみんねんきんせいどう もと てつづき ひつよう
・出所後、生活保護法、児童扶養手当法、国民年金制度等に基づく手続のため必要
があるときは、しゅっしよまえ ねが で しゅっしよじ ざいしよきかん かん しやうめいしよ こうふ
出所前の願い出により、出所時に在所期間に関する証明書の交付が
受けられます。

しんせい こうしん マイナンバーカードの申請・更新

しんせい こうしん きょしつ そな つ
・マイナンバーカードの申請・更新については、居室に備え付けてある「マイナ
ンバーカードのしんせいとう かくにん
申請等について」を確認してください。

せいかつやうりよう はあく

生活要領は把握できましたか？

せいかつ こころえ きさい ないよういがい きこう
「生活の心得」に記載されている内容以外にも、気候の
へんか せいかつやうりよう へんこう
変化などで生活要領が変更となることもあるので、その
つど し
都度お知らせします。

せいかつめん こま わ しよくいん
生活面で困ったことや、分からないことがあれば、職員
さんに申し出るようにしましょう。

